

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
転、無理な動作	2	布団から椅子に移乗するため抱き上げたところ、激痛がはしる	移乗作業	利用者	腰痛
	3	寝たきりの利用者を抱きかかえたところ、激痛	移動作業	利用者	腰痛
	4	散歩からの帰宅後、利用者が玄関に寝転んだので、ベッドに運ぶため抱きかかえた時に激痛	外出介助	利用者	腰痛
	5	入浴準備の脱衣中に利用者が車イスから落下した。ベッドに運ぶため二人で抱えたとき、激痛	入浴介助	利用者	腰痛
	6	歩行で利用者宅へ向かっていたところ、道路の段差で足首をひねる。	介助途上	道路	足首捻挫
	その他	1	利用者が疥癬と診断されたため、防護服を着用し介護を続けたが、診断の結果、感染していた。	在宅介護	利用者
2		利用者の食べ残したパンを飼い犬がテーブルから床に落とし、それを拾った時に犬に噛まれた。	食事介助	飼い犬	右手をかまれる
3		オムツを交換していたとき、利用者が激しく抵抗し、右足が顔面にあたる	排せつ介助	利用者	軽度の頸部むち打ち症
4		クーラーのコンセントを差し込んだときに、火花が飛び感電する	生活介助	クーラー	感電

注 資料出所 平成15年度 厚生労働省「労災保険給付データ」

(3) 年齢別死傷者数

年齢階層 (才)	死傷者数 (人)	割合 (%)
～19	0	0
20～29	63	13
30～39	76	15
40～49	137	28
50～59	149	30
60～69	62	13
70～79	5	1
計	492	100

(4) 経験別死傷者数

経験年数 (年)	死傷者数 (人)	割合 (%)
0.1～0.5	92	19
0.6～1	139	28
1.1～2	78	16
2.1～3	36	7
3.1～4	33	7
4.1～5	25	5
5.1～6	17	3
6.1～7	10	2
7.1～8	13	3
8.1～9	15	3
9.1～10	14	3
10.1～15	12	2
16～20	3	0.6
21～25	3	0.6
26～30	2	0.4
31～40	0	0
総計	492	100

(5) 起因物別死傷者数

起因物名	死傷者数 (人)	割合 (%)
食品加工用機械	1	0.2
エレベーター、リフト	1	0.2
トラック	4	0.8
乗用車、バス、バイク	115	23
鉄道車両	1	0.2
その他の乗り物	9	2
送配電線等	1	0.2
人力機械	1	0.2
人力運搬機	26	5
手工具	6	1.2
はしご等	4	0.8
その他の用具	7	1.4
その他の装置、設備	19	4
建築物、構築物	13	3
作業床、歩み板	10	2
階段、さん橋	28	6
開口部	2	0.4
通路	48	10
その他の仮設物、建築物構築物等	12	2
その他の危険物、有害物等	2	0.4
その他の材料	2	0.4
荷姿の物	15	3
高温・低温環境	2	0.4
地山、岩石	1	0.2
その他の環境等	24	5
その他の起因物	54	11
起因物なし	72	15
分類不能	12	2
総計	492	100

Ⅲ モデル安全衛生規程及び解説事例等

1 安全衛生方針事例

安全衛生方針

【基本理念】

㈱チュウサイボウは、会社の経営理念に基づき、在宅介護サービス業のシステム化を図り、従業員の福祉増進を図るとともに、利用者の自立へのバックアップを通じて国民の福祉増進を図り社会へ貢献することを理念とする。

かつ、従業員の家族、地域社会並びに行政機関と連携し、人間尊重の理念のもと労働災害の撲滅と快適な職場環境の実現に向けて安全衛生活動を展開する。

【安全衛生方針】

安全衛生活動の理念を基に次の活動を展開する。

- 1 在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程をもとに、職場の安全衛生水準を見直し、管理基準を制定するとともに安全衛生管理計画書を作成し改善活動に取り組む。
- 2 重点活動は次の事項とする。
 - (1) 安全衛生会議体の発足と運営
 - (2) 介護技術向上への取り組み
 - (3) 安全衛生意識の高揚策の導入
 - (4) 4Sの励行
- 3 目標
 - (1) 労働災害 0件
 - (2) 交通災害 0件
- 4 活動の詳細は、安全衛生等管理計画書に記述する。

2005年4月1日

㈱チュウサイボウ

取締役社長 中災防 一郎

2 安全衛生管理計画事例

2005.4.1 (株)テックサイボウ

平成17年度 安全衛生管理計画書

社長	審議	担当

目 標	分 野	実施事項	内 容	担当者	日														
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 労働災害発生件数 (1) 休業災害0件 (2) 不休災害0件 2 交通災害0件 3 健康診断受診率 100%	管理 体制	1 方針の周知	説明及び職場掲示		●														
		2 安全衛生会議の開催	① 安全衛生会議要領作成 ② 会議体の定着		●														
		3 資格体制の整備	① ホームヘルパー1級 ② 介護支援専門者 ③ 衛生推進者配置		●	●													
		4 教育訓練の実施	① 感染症・腰痛予防対策 ② 交通安全勉強会		●		●												●
	安全 管理	1 福祉用具の管理強化	・ 月次定期点検の励行																
		2 「4S」の徹底	・ 定期実施																
		3 ヒヤリハット活動	・ 体験報告																
		4 安全衛生情報の提供	・ 法令、他社動向、災害等																
	行 事	1 朝礼の定着化	・ 「安全一言」の導入																
		2 安全衛生標語の募集	・ 職場掲示、表彰																
		3 全国行事へ参加	・ 安全、衛生、交通																
	衛生 面	1 保護具使用の定着	・ 使用の徹底と管理の強化																
		2 健康診断の受診	・ 定期健康診断																
		3 労働環境の改善	・ ミーティングルーム設置			●													

3 在宅介護サービス業の法的安全衛生管理体制等について

(1) 法規体系

法規	内容	例
法律	国会の議決を経て成立する	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法 ● 介護保険法
政令	法律を実行するために内閣が制定する	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法施行令 ● 介護保険法施行令
省令	各省大臣が所管する業務を遂行するために発する	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生規則 ● 介護保険法施行規則
告示	国の機関が必要事項を一般的に知らせるために発する (命令を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生マネジメントに関する指針
通達	国の機関が地方自治体等に対し文書で出す命令や示達	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場における腰痛予防対策指針 ● 交通労働災害防止のためのガイドライン
条例	地方公共団体の長が公布するもの	

(2) 介護サービス業における関係法令

区分	法律・施行令・規則・関係法		
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行令 ・労働安全衛生規則 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所衛生基準規則 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 		
	<table border="1"> <tr> <td>指針等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害防止のためのガイドライン ・職場における腰痛予防対策指針 ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針 ・事業場における労働者の心の健康作りのための指針 ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 ・VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン </td> </tr> </table>	指針等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害防止のためのガイドライン ・職場における腰痛予防対策指針 ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針 ・事業場における労働者の心の健康作りのための指針 ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 ・VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン
指針等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害防止のためのガイドライン ・職場における腰痛予防対策指針 ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針 ・事業場における労働者の心の健康作りのための指針 ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 ・VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン 		
介護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令基準） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉法 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法） 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者法 （短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律） 		
	<table border="1"> <tr> <td>通達</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針 </td> </tr> </table>	通達	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針
	通達	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働基準法施行規則 		
<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働基準規則 			

(3) 安全衛生管理体制について

事業場規模		選任内容等・条文			
		1～9 (人)	10～49	50～999	1,000人 以上
総括安全衛生管理者の選任	令第2条				○
衛生管理者の選任 (第2種)	令第4条			○	○
産業医の選任	令第5条			○	○
衛生推進者の選任	法12条の2		○		
衛生委員会の設置	令第9条			○	○
職長等の安全衛生教育	令第19条	在宅介護サービス業は対象外となっている。			

注 1 在宅介護サービス業の業種は、サービス業となる。

2 衛生管理者の選任（労働安全衛生規則第7条）

衛生管理者の選任は、事業場の規模に応じて、下表に掲げる数以上を選任する必要がある。

事業場の規模	衛生管理者数
50人以上200人以下	1人
200人を超え500人以下	2人
500人を超え1,000人以下	3人
1,000人を超え2,000人以下	4人
2,000人を超え3,000人以下	5人
3,000人を超える場合	6人

注) 常時労働者数1,000人を超える労働者を使用する事業場は、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者とすること。

4 安全衛生会議要領事例

安全衛生会議要領

構 成

- 1 総則
- 2 任務
- 3 審議事項並びに活動
- 4 組織
- 5 会議の開催
- 6 職務
- 7 記録の管理及び保管
- 8 要領の疑義
- 9 適用期日

制定日 2005. 2. 1

(株) チュウサイボウ

社 長	審 議	担 当

1 総則

(1) 目的

この要領は、当社の安全衛生管理水準の向上を図るために設置する安全衛生会議の運営について定めたものである。

(2) 適用範囲

この要領は、安全衛生会議の任務、審議事項、組織、職務等について適用する。

2 任務

(1) 安全衛生活動に関する基本方針、施策等の審議

(2) 安全衛生計画の管理

(3) 安全衛生に関する情報の収集と関連事項の体制への反映

(4) その他議長が指示する特別事項

3 審議事項並びに活動

(1) 安全衛生管理計画

(2) 安全衛生管理基準規程の新設、改廃等

(3) 月次安全衛生活動

(4) 行事の開催

(5) 安全衛生に関する情報の収集と対応

(6) 介護先での介護指導

(7) 福祉用具の導入検討

(8) その他

4 組織

(1) 人員構成

①議長 事業所所長

②安全衛生委員

ア 衛生推進者 1名

イ 管理者 1名

ウ サービス提供責任者 1名

エ その他議長が任命した者

③事務局 1名

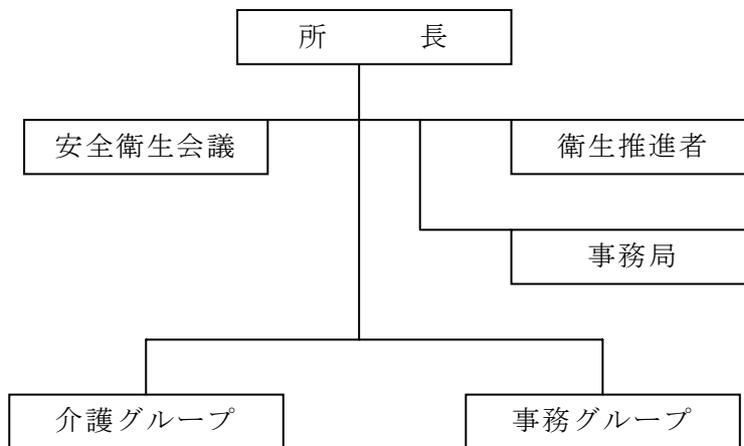
(2) 委員等の任命

①衛生推進者は事業所所長が任命する。

②安全衛生委員は議長が任命する。

③事務局は、スタッフより議長が任命する。

(3) 組織図



5 会議の開催

(1) 会議は毎月定期的に1回以上開催する。

(2) 会議の開催は、議長の指示により事務局が各委員に案内する。

(3) 会議は、安全衛生委員の過半数の出席をもって成立する。

6 職務

(1) 議長

議長は安全衛生会議を統括し、次の職務を処理する。

- ①安全衛生会議の主催
- ②安全衛生委員の任命
- ③審議事項に対する決定権
- ④安全衛生活動の推進管理
- ⑤安全衛生会議の議事録承認

(2) 衛生推進者

衛生推進者は、次の職務を遂行する。

- ①労働災害防止の対策推進
- ②安全衛生教育の企画及び実施
- ③労働災害発生時の原因の調査と再発防止策
- ④作業及び作業環境における衛生上の調査及び改善活動
- ⑤労働災害、疾病等に関する統計
- ⑥労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑦その他労働安全衛生に関する管理事項